

坐来大分「坐来ギャラリー」出展要項 〈工芸品〉

1 目的

大分の工芸品を、坐来ギャラリーで展示・紹介し、首都圏バイヤー等による評価を受けることで、生産者の技術力向上や商品力強化、首都圏の販路開拓に繋がります。

2 出展メリット

- (1) 大分県が、広く展示会の開催告知をし、バイヤー等とのマッチングを行いますので、商品求評や商談機会が期待できます。
- (2) 首都圏の消費者に、直接、商品の魅力を伝えることができます。

3 出展物

大分県内で製作された工芸品で、販売可能なもの

4 出展者

会期中上京し、バイヤー等との商談が可能な者

5 出展形態

個展とします。

6 出展期間

一出展あたり2～3週間

7 出展スペース

棚6段分…1段あたり、幅105cm×奥行46cm×高さ37cm（次頁写真参照）

8 出展経費

- (1) 次の経費については、出展者において負担してください。
 - ①販売手数料（売上げの30%を大分ブランドクリエイト（株）に支払う）
 - ②商品の送料（往復）
 - ③出展者が上京する際の交通費、宿泊費
- (2) 次の経費については、大分県が負担します。
 - ①広報費（DM作成・発送費含む）

9 出展者の決定

- (1) 出展希望者は、「坐来ギャラリー出展申込書」(別添)を、公募期間内に大分県商業・サービス業振興課に提出してください。
- (2) 出展者の審査・決定は、商業・サービス業振興課長が行います。なお、審査にあたり、専門家の意見を求めることがあります。
- (3) 出展者決定後、各応募者へ審査結果を通知します。

10 出展者準備

- (1) 価格(税抜)シールを貼付した商品・納品書を、事務局が指定する日までに坐来大分へ送付してください。
- (2) 商品販売に必要な梱包資材を準備してください。

11 商品・売上の管理

坐来大分スタッフ及び大分県職員は、坐来大分における商品・売上の管理については、最善の注意を払って行います。しかしながら、不可抗力や不時の災害、その他管理者の責任に帰すことができない事由による商品等の損害、滅失、盗難などに関する責任は負いません。

12 売上支払

出展者の請求に基づき、大分ブランドクリエイト(株)が、出展者の口座に振り込みます。

13 事務局

大分県商業・サービス業振興課物産・フラッグショップ振興班

TEL 097-506-3289 (直通)

出展スペース(下図4段棚3つのうち、計6段分)



正面



横